

田原市在宅当番医制運営費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市医師会及び田原市歯科医師会（以下「医師会等」という。）が行う在宅当番医制実施事業及び平日夜間診療実施事業（以下「補助事業」という。）に対し補助金を交付することにより、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日、12月29日から1月3日まで（1月1日を除く。）及び平日の夜間における医療体制の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付額の算出方法)

第2条 市長は、医師会等が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助の区分、補助対象経費及び基準額は、別表のとおりとし、その額を交付額とする。

(申請手続)

第3条 この補助金の交付を申請する医師会等は、田原市補助金交付要綱（以下「市交付要綱」という。）の補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出の時期は、当該年度の4月30日までとする。

(計画変更の承認)

第4条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市交付要綱の補助事業変更等申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合において、次の各号に掲げる変更については、この限りでない。

(1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第5条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市交付要綱の補助事業実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(関係書類の整備)

第8条 補助事業者は、書類を整備し、これらの書類を補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱及び市交付要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定については同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		補助対象経費	基準額
在宅当番医制実施事業及び平日夜間診療実施事業（事業費）	医科（田原市医師会）	在宅当番医制及び平日夜間診療実施のために必要な次に掲げる経費 報償費（当番謝金等）	1 昭和の日、憲法記念日、みどりの日及びこどもの日並びにこれらに連続する休日及び日曜日並びに12月29日から1月3日まで及びこれらに連続する日曜日 ・ 120,000円×診療延日数 2 上記1以外で2日以上続く休日及び日曜日 ・ 83,900円×診療延日数 3 上記1及び2以外の休日及び日曜日 ・ 62,600円×診療延日数 4 平日夜間 ・ 40,000円×診療延日数
	歯科（田原市歯科医師会）	在宅当番医制実施のために必要な次に掲げる経費 報償費（当番謝金等）	1 昭和の日、憲法記念日、みどりの日及びこどもの日並びにこれらに連続する休日及び日曜日並びに12月29日から1月3日まで及びこれらに連続する日曜日 ・ 50,000円×診療延日数 2 上記1以外で2日以上続く休日及び日曜日 ・ 40,000円×診療延日数 3 上記1及び2以外の休日及び日曜日 ・ 35,940円×診療延日数
在宅当番医制実施事業（事務費）	医科（田原市医師会）	休日又は夜間の診療を行う在宅当番医の当番日の調整及び地域住民に対する救急医療知識普及啓発に必要な次に掲げる経費 1 報償費（協力謝金等） 2 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等） 3 役務費（通信運搬費、広告料等） 4 賃金 5 その他の費用（会場借上料、備品購入費）	2,250,000円以内